

# 非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
法令等 根拠	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（省令）	水防法 土砂災害防止法 津波防災地域づくり法
対象	児童福祉施設	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策計画の作成【努力規定（ただし、保育所等一部の児童福祉施設等は義務規定あり）】</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の作成及び市町村への提出</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>
計画で定めるべき項目	<p>≪「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について」（平成29年2月20日雇児総発0220第2号）≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設等の立地条件</li> <li>・災害に関する情報の入手方法</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・避難場所</li> <li>・避難経路</li> <li>・避難方法</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul>	<p>≪要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的</li> <li>・計画の適用範囲</li> <li>・防災体制</li> <li>・情報収集及び伝達</li> <li>・避難の誘導</li> <li>・避難確保を図るための施設の整備</li> <li>・防災教育及び訓練の実施</li> <li>・自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）</li> </ul>

「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。

【参考にする手引き】

洪水・内水・高潮 : 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）  
（平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

土砂災害 : 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き  
（平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）

津波 : 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）  
（平成29年1月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）